

公益社団法人大阪社会福祉士会 対外的行為に関する規程

第1章 目的及び原則

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）の対外的な行為についての原則、機関及び手続きを明らかにすることを目的とする。

（対外的行為）

第2条 この規程において対外的行為とは、次の各号のものをいう。

- （1）後援
- （2）声明、通知

（対外的行為の原則）

第3条 本会が対外的行為を行う際には、本会の設立趣旨及び定款に基づいて適切であり、福祉ニーズをもつ利用者及び本会会員の利用者への支援活動に対して、利益を図ることを原則としなければならない。

第2章 後 援

（後 援）

第4条 本会は国、地方自治体及び公益的事業を行う法人、団体等が実施する事業を後援することができる。

（後援できる事業）

第5条 本会が後援する事業は、次の目的のいずれかに合致したものでなければならない。

- （1）国民の社会福祉思想及び知識、技能の向上
- （2）法制度、システムの発展及び改善

（後援の申請）

第6条 本会への後援の申請は、書面による申込と事業の資料を添えて、原則として事業開始の2か月前までに本会に申請しなければならない。

2 次の事項に当てはまる事業は、後援することができない。

- （1）宗教的、政治的、営利的な色彩が濃厚な事業
- （2）その他本会が社会的信用を失墜する恐れや誤解を受ける恐れのある事業

（後援の可否）

第7条 後援は、本会理事運営会議（以下「運営会議」という。）の議決承認による。運営会議が日程の都合で開催できない場合は、文書による意思表示（電子メールを含む）によって、可否を決定することができる。

2 本会の後援の可否は、文書により申請した団体に通知する。なお、後援をする場合は、

一定の条件を付すことができる。

(後援の方法)

第8条 本会は下記の全部あるいは一部の方法で後援を行う。

- (1) 人的後援 研修勉強会の講師・指導者派遣、事業支援実施のための人材派遣、本会内外への刊行物・印刷物の配布、なにわだよりへの記事掲載、その他の人的支援
- (2) 財政的支援 名目の如何を問わず事業実施にかかる経費の一部負担、本会内外への刊行物・印刷物の有償配布・周知、受講券・入場券の配布・販売、その他の財政的支援
- (3) 名義的支援 事業の趣旨に賛同し、後援名義を使用するもの

(後援の表示)

第9条 本会后援する団体及び事業は、本会后援していることを表示することができる。

(後援の取消し)

第10条 後援の決定後において、後援の申込書及び資料に虚偽の記載が発見された場合は、後援を取り消すことができる。

(後援による寄付行為)

第11条 後援の結果、本会に対し財政的・物的寄付を後援した団体や事業者から受けた場合は、本会がこれを収受することができる。収受した場合は、本会理事会に報告をしなければならない。

第3章 声明及び通知

(声 明)

第12条 本会は、公益を守るために声明を発信することができる。

(通 知)

第13条 本会は、公益を守るために国及び地方公共団体、法人、団体並びに個人に対して通知することができる。

(声明の発信要請)

第14条 本会における各機関及び本会会員は、声明発信要請をすることができる。要請は、文書で会員番号及び氏名（機関の場合は機関名及び代表者名）、要請の内容又は声明文案並びにその理由を明記しなければならない。受付機関は事務局とする。

2 事務局は速やかに運営会議の承認を得て、発信の可否を決定する。急を要する事由などのために、運営会議を招集することが不可能な場合は、文書による意思表示（電子メールを含む）によって可否を決定することができる。

3 声明を否と決した場合、事務局はその理由を要請のあった機関又は本会会員に対し、

15日以内に示さなければならない。

(声明の作成)

第15条 声明文は、本会会長又は副会長が作成する。作成された声明文は、正副会長全員の承認を得なければならない。

(声明の発信)

第16条 声明の発信は、次の手段の全部或いは一部を用いて行う。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 5大新聞社支局、福祉新聞社への送付
- (3) 厚生労働省、大阪府及び大阪府下の市町村等の地方自治体への送付
- (4) 全国社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会、大阪府下の市区町村社会福祉協議会への送付
- (5) 日本社会福祉士会への送付
- (6) なにわだより等の広報誌への掲載

(通知の発信要請)

第17条 本会内における各機関及び本会会員は通知の発信要請をすることができる。

2 この場合の手続き等は第13条を準用する。

(通知文の作成)

第18条 通知文は、会長又は副会長が作成する。作成された通知文は、正副会長全員の承認を得なければならない。

2 承認を得た通知は、内容証明郵便で送付しなければならない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会対外的行為に関する規程（2007年12月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会対外的行為に関する規則（2004年4月1日制定）は、廃止する。